

重要

新年度になり、入進学を迎えた子どもたちを預かる FH にはかなり多忙な年度末、年度初めではなかったでしょうか。特に高校に入学した子を持つ FH ではかなりの出費があったことと思います。3月に、厚生労働省の方と交流・話し合いを zoom で行いましたが、その際も「特別育成費の扱い」について都道府県によって、違いがあることも分かりました。

ここにもう一度「特別育成費の扱い」について厚生労働省の文書がありますので掲載します。また今回の問題について厚生労働省にお聞きしたところ、「後述の通り」という回答をいただきました。

第416 H28,9,5 児童家庭局

第6 特別育成費の取扱いについて

- 1 特別育成費は年間の所要経費を満たすものとして算定されているので、必要に応じて数月分を合わせてあらかじめ支弁する等実情に応じた 運用を図るよう留意すること。
- 2 資格取得等特別加算費は、児童の自立支援や就職支援を目的とするために高等学校第3学年を対象とするものであるが、高等学校第3学年以外に支弁することが適当と判断される場合には支弁して差し支えないこと。また、高等学校第3学年相当の年齢の児童で、高等学校に在学していない児童についても、支給対象となるので、高等学校第3学年の児童と同様に取扱われたい。なお、支弁に当たっては、別紙様式(2)を徴することとし、高等学校在学中に1回限りの支弁とするので、同一児童に重複して支弁されないよう留意すること。
- 3 補習費は、学習塾などを利用した際に係る通塾費用等に充てられる経費であり、高校生(母子生活支援施設においては、中学生を含む。)等を支弁の対象としている。なお、施設等からの通塾が困難である場合には、施設内等において受講する通信教育に必要な経費(授業料等)について支弁ができること。
- 4 補習費特別保護単価は、集団学習に馴染むことが困難であると考えられる中学生及び高校生等に対し、家庭教師等を施設に招き個別学習支援を行う方法等により実施した場合に支弁対象とするものである。

特に1番では、月に国公立高は23,330円、私立は34,540円の育成費については年間のトータルまでは月の限度を超えて、請求できるということが分かります。この件についてはほとんどの都道府県が年間のトータルで計算していると思います。

しかし、高校への入学に際しての扱いが県によってばらつきがあるのが分かりました。例えば、「入進学支度金」という項目で、制服や鞆等や教科書等に限っていることです。

そこで、**特別育成費の考え方については以下の通りです。**

1、特別育成費は年間の所要経費を満たすものとして算定されているので、必要に応じて数か月分を合わせてあらかじめ支弁する（前述）。

2、特に高校入学時は大きな出費がかかります。現在の入学時の86,300円では不足しています。したがって入学時の86,300円は、特別育成費の不足分の入学時補助として位置づけられなければなりません。そのために**入学時特別加算費**とされているわけです。

3、入進学支度金は小・中学校段階で使われている概念です。高校では学用品費等という表現になっています。

小中学校の入進学支度金と間違わないで！！
高校では入進学支度金という概念は使っていません。高校入学時の特別育成費の補助的なものと考えてください。



厚生労働省の考え方は、「入学時において多額の費用を要するための入学時特別加算費年額保護単価（注入学支度金ではない - 入学支度金は中学校）を計上している。従って入学時に不足する金額は**入学時特別加算費年額保護単価で調整する。そのために高等学校保護単価費用を活用することになる**」等実情に応じた運用を図るよう留意すること。

と解釈されます。

以上のことから、高校入学時に支度金という名目で品目を限定して制限していくという考え方は、国の方針とは異なってくるものです。



また、zoom では領収書が前年度 3 月のものは、県などが不適用にしていることについては、

①それでも良い という自治体があること

②領収書の日付を書かないでもらうか、4 月の適当な日にしてもらうのが現実的な方法として考えられます。入学説明会（主に 3 月中）の時に制服や教科書、作業服、学用品などを購入しなければならないときには、領収書の日付を書かないでもらい（あるいは 4 月の入学式の時の日付にしてもらっても）、後日調整することで解決します。

特別育成費、入学時特別加算費年額保護単価について問題が出てきた時には、ご相談ください。

（日本 FH 協議会事務局長 小松 078-219-8577）